

企業の農業参入推進PR動画制作業務委託に係る審査要領

1 目的

企業の農業参入推進PR動画制作業務の委託先を選定するに当たって、必要な事項を定める。

2 審査員

- ・宮崎県担い手農地対策課長
- ・宮崎県担い手農地対策課長補佐（総括）
- ・宮崎県担い手農地対策課長補佐（担い手対策担当）
- ・宮崎県担い手農地対策課長補佐（農地対策担当）
- ・宮崎県担い手農地対策課（参入支援・人材対策担当リーダー）

3 審査の基準

別紙審査表のとおり

4 審査方法

各審査員が、それぞれの企画提案について、別紙（審査表）により企画提案会による審査を行い、全ての審査員が60点以上を付した提案について、最得多点となった者から優先的に採択する。

同得点が複数者ある場合については審査員全員で協議の上、採否を決定する。

なお、参加者が1者だけの場合、委員の合計点数が最低基準点である300点（満点500点×6割）以上になったとき、その参加者を契約締結候補者として決定する。

5 審査通知

選定の結果については、申込者に対して速やかに文書で通知する。

なお、採択した事業計画について、審査において変更を要すると判断した部分があった場合は、県と採用者間で協議を行い、事業の目的に沿った内容に変更するものとする。

(別紙)

企業の農業参入推進PR動画制作業務委託に係る審査表

対象団体名 () 審査員 ()

審査項目		配点	点数
1	事業者の実績・適格性	・本事業を適正に実施するための組織体制は整っているか。	10
		・本事業に類似した業務実績を有しているか。	20
2	企画内容	・企画内容については、効果的な提案がなされているか。	60
		・本事業の目的を十分理解した提案となっているか。	(10)
		・宮崎県での農業参入のメリットや魅力、参入事例について、分かりやすい構成・内容となっている。	(20)
		・農業参入を促進するための効果的な提案がされているか。	(20)
		・適切なスケジュールが組まれているか。	(10)
3	見積価格・経費積算の妥当性	・企画内容に見合う適正な価格となっており、必要経費が適切に計上されているか。	10
合 計		100	

※審査員全員が60点以上を付した事業について、最所得点となった者から優先的に採択する。

同得点が複数者ある場合については審査員全員で協議の上、採否を決定する。

※参加者が1者だけの場合、委員の合計点数が最低基準点である300点(満点500点×6割)以上になったとき、その参加者を契約締結候補者として決定する。